

学内ネットワークの利用に関するガイドライン

目 次

1. ガイドラインの目的
2. 学内ネットワークの利用について
3. 遵守事項（利用する際のマナー）
4. 禁止事項
5. ペナルティ（処分）
6. 違反行為とペナルティの事例

1. ガイドラインの目的

このガイドラインは、学内ネットワークを利用するにあたって、注意しなければならないことをわかりやすく説明したものです。利用者は、本ガイドラインの主旨を十分に理解し、社会の一員としての良識に基づいて利用してください。

2. 学内ネットワークの利用について

学内ネットワークの利用に際し注意することがあります。大きく分けて、遵守事項と禁止事項に分かれています。

遵守事項は、みんなが気持ちよくネットワークを利用できるように、お互いが守るべきマナーなどのことです。資源の節約、迷惑を掛けない、相手を不愉快にさせないなど、相手を尊重するよう心がけましょう。

禁止事項は、本学のネットワークを利用する際、してはいけないことです。学内ネットワークは「九州情報大学情報ネットワーク利用規程」において、以下のような目的で利用することを定めています。

九州情報大学情報ネットワーク利用規程 第3条

『情報ネットワークは、本学における教育・研究及び事務に関する情報処理に用いるものとする。』

つまり、利用目的以外の利用は厳禁です。また、法律に触れる行為もありますので充分注意をしてください。

3. ^{じゆんしゆ}遵守事項（利用する際のマナー）

学内ネットワークを利用するに際して、社会人としてのマナーは守るべきです。以下のような事を心がけるようにしてください。

① コンピュータウィルスの感染に注意しましょう

コンピュータウィルスに対しては、最大限の注意を払いましょう。コンピュータウィルスなどに感染すると、悪意がなかったとしても学内ネットワークが停止したり、システムの運用を妨害したり、何らかの被害を拡大することにつながります。感染したまま放置しておく、自分だけではなく、友達、学内、学外などあらゆるところに迷惑がかかりますので、適切な予防と対策を行うように心がけてください。

予防としては、ウィルス対策ソフトをインストールし、定期的に定義ファイルを更新するようにしましょう。いくらウィルス対策ソフトが入っていても、定義ファイルを更新しないと最新のウィルスに対応できません。

それでも感染したときは、気づいた時点でただちにコンピュータの LAN ケーブルを抜いて下さい。それからすぐウィルスを駆除するようにしてください。駆除するまでは絶対ネットワークに接続しないように気を付けてください。駆除方法が分からない人は PC クリニックへ行ってください。

ウィルス情報には敏感に対応し、ウィルスに感染しないように気を付けましょう。

② ネットケットを守るようにしましょう

他人にされて嫌なことは、自分が他人にしても嫌がられるものです。それはインターネットや E-Mail を使う上でも同じ事です。それをわかりやすくまとめたものがネットケット（ネットワークエチケット）と呼ばれるものです。このネットケットを守るように心がけましょう。ネットケットについてはネットケットの項目を参照してください。

③ 効率的な利用を心がけましょう

図書館やコンピュータ室にある PC（公共端末）などからの利用は、待っている人達のことなどを考えて長時間占有することは止めましょう。特に、スクリーンセイバー等にパスワードをかけて、他の人が使えないようにしたりすると、「パスワードをかけた人」以外はその端末を使えなくなってしまいます。

大きなサイズのファイルを無駄にダウンロードすることも止めましょう。どうしてもしなければならないときは、講義時間が終了した後などに実行しましょう。

共有のシステム資源を占有したり浪費したりことは、他の利用者の迷惑がかかります。効率よく使うよう心がけましょう。

④ 資源の無駄をなくしましょう

プリンタに出力するときは、あらかじめ印刷プレビューなどで確認し、用紙の無駄遣いをなくしましょう。また、1 枚の用紙に 2 ページ分印刷することも可能です。印刷のプロパティなどで設定してください。

4. 禁止事項

学内ネットワークを利用する際、してはいけない事があります。これらは「九州情報大学情報ネットワーク利用規程」によって定められています。禁止事項をカテゴリに分けて説明します。ネットワーク運用に関わるもの、著作権に関わるもの、個人情報に関わるもの、法律で禁止されている事項に関わるもの、それと幫助行為の5つです。

【ネットワーク運用に関わるもの】

① IDの貸借

IDとは自分の個人情報が詰まっているものです。それを他人に貸すことは、銀行のキャッシュカード（ID）を渡して暗証番号（パスワード）を教えるようなものです。普通、そのようなことをしない事と同じく、貸したり借りたりしてはいけません。

② 不正アクセス

不正な手段で他人のコンピュータ等に立ち入る行為のことです。他人のIDを使って入ったり、コンピュータの抜け穴を見つけてアクセスしたりすることなどが不正アクセスにあたります。何もしなくても立ち入るだけで不正アクセスとみなされますのでしないようにしましょう。

③ システムの破壊

システムを破壊すると、学内のネットワーク運営に大きく被害が及びます。それによって、ネットワークによるサービスを提供できないこともあります。例えばサイズの大きいファイルをE-Mailに添付して送ることなどは、メールサーバに大きな負荷がかかり、壊れてしまうこともあります。このようなことを起こさないように、正しくネットワークを使うようにしましょう。

④ ファイルの改竄

ファイルを改竄（かいざん）するということは、ファイルの内容を書き換えるということです。例えばホームページなどの情報を不正に書き換えたりすると間違った情報を発信することになり、正しい情報を伝えられなくなり、誤った情報を見た人が混乱してしまいます。また、ネットワークを使って共有しているファイルを消したりすることで、そのファイルを必要としている人に迷惑がかかります。このようなことをしてはいけません。

⑤ 商用利用

金銭の取引が発生するような利用をしてはいけません。

⑥ 学術研究及び教育・学習以外の目的を著しく逸する利用

九州情報大学情報ネットワーク利用規程に規定されている、利用目的以外の私的利用をしてはいけません。

【著作権などに関わるもの】

⑦ 不正コピー

著作権によって保護されている映画・動画像・ゲーム・ソフトウェア・音楽などのファイルを不正に発信（公開）したり、受信（視聴・実行）したりしてはいけません。

⑧ 剽窃^{ひようせつ}

他人の文書などを自分のものとして発表する行為です。これは著作権の侵害になり、賠償責任等の問題に問われます。許可なくしてはいけません。

レポートを書くときに、ホームページなどからそのままコピーする行為も違反です。

【個人情報に関わるもの】

⑨ パスワードの盗用・解析

他人のパスワードを盗んで使ったり、解析したりすることは泥棒と同じ事です。してはいけません。

⑩ 学内情報・個人情報の漏洩^{ろうえい}

非公開である学内情報や個人情報等を、他人に漏らしたりしてはいけません。

⑪ 名誉毀損^{きそん}・誹謗^{ひぼう}・中傷

E-Mail・ホームページ・掲示板などで悪口を言って、名誉を汚^{けが}したり、誹謗・中傷したりするような行為をしてはいけません。

【法律で禁止されている事項に関わるもの】

⑫ 猥褻画像^{わいせつ}の閲覧と公開等

猥褻な画像を見たり友人同士で交換したりすることは法律で禁止されており、学内ネットワークの利用目的からも著しく逸する行為です。してはなりません。

⑬ 危険物等に関する情報

麻薬・爆弾・薬物兵器等の製造や入手方法、自殺の手法等の公開は法律で禁止されている行為です。してはなりません。

【幫助行為^{ほうじよ}】

禁止事項に関して、これを幫助する（手助けする）行為も罰せられる対象となります。誘われても手助けしないようにしましょう。

5. ペナルティ（処分）

悪意があってもなくても、以下の項目に当たると判断された場合、ペナルティ（処分）が与えられます。

- (1) 電磁的記録を改竄・破壊して被害を与える行為
 - 1月以上7年以下の利用停止
- (2) システム及びネットワーク運用の障害となる行為
 - 2週間以上5年以下の利用停止
- (3) ソフトウェアの違法コピー等著作権の侵害などに当たる行為
 - 1月以上3年以下の利用停止
- (4) 他人のパスワードを解析・盗用する行為
 - 1月以上1年以下の利用停止
- (5) 他人を誹謗中傷する行為、その幫助行為
 - 1月以上1年以下の利用停止
- (6) 個人情報を当事者に無断で暴露する行為
 - 1月以上1年以下の利用停止
- (7) 当該組織が定めた利用目的以外の利用行為
 - 警告（文書による警告）または、2週間以上の有期利用停止
- (8) 他人にパスワードを貸与する行為
 - 1月以上1年以下の利用停止
- (9) その他、法律による処分される行為
 - 1月以上の有期利用停止
- (10) 処分を受けたものが再びこれらの行為を行った場合
 - 前回の処分の倍以上の有期利用停止

6. 違反行為とペナルティの適用事例

様々な行為がありますが、具体的な例とその行為に対する処分の適用例です。

(a) 音楽等第三者の著作権のあるファイルのアップロード

個人の楽しみのためだけに許されるデジタルコピーを他人にあげたり、配布したりすることは著作権法に違反します。ペナルティの（3）に該当すると考えられます。

(b) 利用資格のないコンピュータに侵入した

不正アクセスの類になりますので、ペナルティの（1）・（4）に該当すると考えられます。

(c) 他人の ID を借りた

この行為は他人のパスワードを盗用し、不正にネットワークにアクセスしたと考えられますので、ペナルティの（１）・（４）に該当すると考えられます。

(d) 他人に ID を貸した

この行為は、ペナルティ（８）に該当すると考えられます。

(e) 電子掲示板への脅迫文書の書き込み

他人を誹謗中傷する行為と考えられますので、ペナルティの（５）に該当すると考えられます。

(f) 電子掲示板での非難の応酬

他人を誹謗中傷する行為が双方向で行われた場合、そのどちらもがペナルティの（５）に該当すると考えられます。

(g) PC 機器（マウス等）の窃盗

窃盗によって、共有するシステム資源の利用に支障を来す可能性があります。ペナルティの（２）に該当すると考えられます。また、窃盗事件などは警察に届けることになりますので、刑事罰が適用される可能性もあります。

(h) 猥褻画像のダウンロード

学内ネットワークの利用目的から、著しく逸していると判断できますので、ペナルティの（７）が該当すると考えられます。

(i) 端末の不正使用

利用する権限がない端末を不正に使用する行為なので、ペナルティの（１）・（４）に該当すると考えられます。使用目的によってはペナルティが重くなると考えられます。

(j) 商用利用

商用目的でホームページを作ったり、メールを使って商品を販売したりすることは、ペナルティの（７）に該当します。

参考文献

1. 富山大学情報基盤専門委員会, 富山大学コンピュータ&ネットワーク利用ガイドライン (第2版), 2002
2. <http://www.kisc.meiji.ac.jp/~skondo/ethics/gyousekinew2.html>